

民間事業者との連携によるさいたま市
市有施設の屋根貸しによる太陽光発電推進事業
事業者公募要項



平成 26 年 8 月

さいたま市

目次

| | |
|-----------------|----|
| 1 事業の目的 | 2 |
| 2 公募概要 | 2 |
| 3 スケジュール | 4 |
| 4 応募資格 | 5 |
| 5 現地説明会 | 6 |
| 6 質問書の受付及び回答の方法 | 6 |
| 7 企画提案書の提出 | 7 |
| 8 事業者の選定及び決定 | 8 |
| 9 失格事由 | 9 |
| 10 留意事項 | 9 |
| 11 担当窓口 | 10 |

1 事業の目的

本市では、再生可能エネルギーの導入を促進し、低炭素社会の実現を推進するため、平成24年度に「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」を策定した。当政策において、本市で活用可能性の高い太陽エネルギーについて積極的に導入を進めることとし、「市立学校太陽光発電設備・蓄電池設置事業」や「メガソーラー推進事業」に取り組んでいる。その取組をさらに進めるため、民間事業者と連携し、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電設備の設置を推進する。

2 公募概要

(1) 公募する事業者の役割

さいたま市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電推進事業（以下、「本事業」という。）に参加しようとする者は、「屋根貸し対象市有施設一覧」（様式5）にて市が指定する市有施設の中から構造上の安全性や採算性の確保が見込まれる施設を選択し、市に企画提案書を提出する。

選定の結果、本事業の事業者として決定した者（以下「事業者」という。）は、市から行政財産使用許可を受けた上で、使用料を納付して施設の屋根を借り受け、太陽光発電設備の設置及び管理を行うものとする。

(2) 公募する市有施設の概要

市が指定する市有施設7施設

施設概要は、別紙1「対象施設概要」のとおり。

(3) 事業期間

太陽光発電設備の発電は、原則として平成27年7月31日までに開始することとし、発電開始から最大20年間、本事業を行うことができる。事業期間は応募者の提案に基づき、協定書において定める。

ただし、行政財産使用許可の期間は最長5年間とし、事業者は使用許可の期間を超えて事業を継続する場合は、当該使用許可期間が満了する前に更新手続きを行うものとする。

(4) 条件等

- ① 設置する太陽光発電設備の出力規模は応募者の提案による。
- ② 使用料については、1㎡あたりの年間使用料を事業者が提案するものとし、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示すること。
- ③ 太陽光発電設備の設置については、事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋根の立ち入りに支障を生じないようにすること。なお、その場合の感電防止等の安全対策を講じること。
- ④ 太陽光発電設備の設置及び管理にあたっては、各施設管理者と協議するとともに、施設の構造、設備等に損害を与えないよう十分注意すること。万が一損害が生じた場合は、事業者の責任において速やかに

原状回復すること。

- ⑤ 太陽光発電設備設置時に必要な防水施工を行うとともに、事業期間内に雨漏りが発生しないよう必要に応じて防水施工を行うものとする。
- ⑥ 太陽光発電設備の設置に起因する雨漏りその他不具合が生じた場合は、事業者の責任において速やかに原状回復すること。
- ⑦ 電気事業法、建築基準法等の関係法令を遵守すること。
なお、現時点で把握している対象施設における法令等による制約事項は別紙1「対象施設概要」のとおりとする。事業計画の検討にあたっては、この制約事項を十分に考慮して、太陽光発電設備の設置を検討すること。なお、提案された企画提案書は、各施設の制約事項の内容を承知した上で提案されたものとみなす。
- ⑧ 太陽光発電設備設置に関わる基礎の設置場所は、柱、梁の接合部の直上であること。ただし乾式基礎等軽量の場合は、構造上問題がなければこの限りでない。
- ⑨ 事業者は協定書の締結前までに、太陽光発電設備を設置しようとする施設が、太陽光発電設備の重量の増加に対して耐久性に問題がないことや、地震力、風圧力その他の外力に対して安全であることを確認し、一級建築士が設置可能と判断したことを証する書類を提出すること。なお、陸屋根以外の形状の屋根に太陽光発電設備を設置しようとする場合は、構造の再計算による確認をすること。
- ⑩ 太陽光発電設備は、設置しようとする施設の屋内配線と接続しないことを基本とし、災害等により電気事業者からの電力供給が停止した場合には、太陽光発電による電力を市が無償で使用することができるようにすること。
- ⑪ 発電量実績及び事業収支の状況等を定期的に市に報告するとともに、発電量等をリアルタイムで表示する装置を、各施設管理者と協議のうえ、市民の目にとまりやすい場所に設置すること。
- ⑫ 太陽光発電設備は、事業期間が終了したときに事業者の負担と責任において撤去し、原状に復して使用部分を返還すること。ただし、一定期間の性能保証、サポート等が確保されているなどにより、施設管理者が太陽光発電設備の無償譲受を認める場合は、この限りでない。
- ⑬ 別紙2「工事に際しての配慮事項」に定める各施設の配慮事項を遵守し、太陽光発電設備の設置及び管理をすること。
- ⑭ 太陽光発電設備の設置は、市が必要に応じて実施する防水改修等のメンテナンスが行えるよう配慮すること。なお、市が実施する施設の改修工事等に伴って一定期間にわたり日陰等を生じてしまうような場合、本来の発電量の一部が損なわれることがあることを了承のうえ、提案すること。

- ⑮ 事業者は、市の承認を受けることなく、設備を第三者に貸与、転売、譲渡をしないこと。
- ⑯ 平成26年度内に、本事業について経済産業大臣の設備認定を取得し、かつ電気事業者へ接続契約の申込書類を提出し、受領されること。
- ⑰ 太陽光発電設備に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。
- ⑱ 事業者は、施設の使用にかかる行政財産使用許可の申請及び必要な更新手続きを行うこと。
- ⑲ 事業者が協定書に定める義務を履行しない場合には、行政財産使用許可を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し、返還すること。
- ⑳ 本事業に参加しようとする者は、提案をしようとする施設の現地説明会に参加すること。

3 スケジュール

(1) 公募・事業開始スケジュール

- ① 公告日 平成26年8月27日(水)
- ② 事業者説明会 平成26年9月8日(月) 10:00~12:00
 場所：さいたま市浦和区常盤6-4-21
 ときわ会館4階会議室(地図は別紙3のとおり)
 事前参加申込は不要です。直接会場にお越しください。
 当日使用する資料は、本公募要項、様式類等となりますので、印刷のうえ、ご持参ください。
- ③ 現地説明会 平成26年9月10日(水)、11(木)、12(金)、16日(火)
 (申込み 9月8日16:00まで)
- ④ 質問受付 平成26年9月16日(火)
 ~9月18日(木) 16:00まで
- ⑤ 質問回答(予定) 平成26年9月29日(月)までに順次回答
- ⑥ 企画提案書受付日 平成26年9月29日(月)
 ~10月3日(金) 16:00まで
- ⑦ ヒアリング 平成26年10月17日(金)
 場所：さいたま市浦和区常盤6-4-21
 ときわ会館4階会議室(地図は別紙3のとおり)
 企画提案書の内容に基づいて15分程度の内容説明と、20分程度の質疑応答を実施する予定です。
- ⑧ 事業者の決定(予定) 平成26年11月
- ⑨ 設備設置協議(予定) 平成26年11月

- ⑩協定書の締結（予定） 平成 27 年 2 月
⑪発電開始 平成 27 年 7 月 31 日（金）まで

4 応募資格

(1) 基本要件

応募者は、次の要件全部を満たす法人又は複数の法人等で構成する連合体(以下「連合体」という)とする。

- ① 日本国内に本店又は主たる事務所を有すること。
- ② さいたま市内に本店、支店、営業所をおく事業者、もしくは市内の事業者との共同提案、事業実施に際して市内の事業者と協力体制を組む事業者。
- ③ 本事業を行うための企画、資金調達、設計、工事及び管理運営等を行う主体が明らかになっていること。

なお、応募者自らがこれらを行うことを基本とする。

- ④ 設置場所において太陽光発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。

(2) 複数の法人等で構成する連合体による応募の要件

- ① 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人（以下「代表法人」という。）をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
- ② 原則として設置する太陽光発電設備の所有及び管理の主体を一元化すること。

(3) 欠格要件（応募者が連合体であるときは、その構成員の全てに適用）

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者
- ② 次の申立てがなされている者
 - ア 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の申立て
- ③ 「さいたま市建設工事請負業者入札参加停止要綱」または「さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱」による入札参加停止の措置を受けている者。
- ④ 法人税及びさいたま市の市税に未納がある者
- ⑤ 次に該当する者
 - ア 役員等が暴力団員(さいたま市暴力団排除条例(平成 25 年さいたま

市条例第 86 条)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められる者

イ 暴力団 (さいたま市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 現地説明会

希望者を対象に現地説明会を実施する。説明会の実施施設及び日程は「現地説明会日程表」(様式 2) のとおり。

希望者は、下記の方法で事前に参加の申し込みをしたうえ、集合時刻までに現地に集合すること。

なお、原則敷地内の駐車場は利用不可。公共交通機関、周辺の駐車場(路上駐車厳禁)を利用すること。

【現地説明会の参加申込方法】

「現地説明会日程表」(様式 2) に、必要事項を明記し、9 月 8 日(月) 16:00 までに電子メール又は F A X で送付すること。

(送付先) さいたま市環境局環境共生部地球温暖化対策課

電子メール chikyu-ondan-taisakuka@city.saitama.lg.jp

F A X 048-829-1991

6 質問書の受付及び回答の方法

本公募要項及び説明会での説明内容に関する質問書の受付及び回答は、次のとおり行うものとする。なお、現地説明会に参加していない場合は質問書の提出は行えない。

(1) 提出書類

さいたま市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電推進事業公募質問書(様式 1)

(2) 受付期間

平成 26 年 9 月 16 日(火) ~ 9 月 18 日(木) 16:00 まで

(3) 提出方法

電子メールによる

件名「(事業者名・提出日) さいたま市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電推進事業公募質問書」(様式1)

(4) 提出先

さいたま市環境局環境共生部地球温暖化対策課

電子メール chikyu-ondan-taisakuka@city.saitama.lg.jp

(5) 回答

質問及び回答については、地球温暖化対策課のホームページで、会社名等を伏せて順次掲載する。

[URL:http://www.city.saitama.jp/001/009/015/001/p037722.html](http://www.city.saitama.jp/001/009/015/001/p037722.html)

7 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

①受付期間 平成26年9月29日(月)～10月3日(金)9:00～16:00

②提出方法 持参による(郵送による提出は不可)

③提出先 さいたま市環境局環境共生部地球温暖化対策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

(2) 提出書類

①さいたま市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電推進事業企画提案書
(様式3)

②企画提案の概要(様式4)

③屋根貸し対象市有施設一覧(様式5)

④事業実施計画(様式6)

⑤設備整備費(様式7)

⑥公共貢献等(様式8)

⑦誓約書(様式9)

⑧役員一覧表(様式10)

⑨法人登記簿謄本(3か月以内のもの)

⑩最新決算年度の事業報告書

⑪法人税及びさいたま市の市税に未納がないことの証明書

⑫貸借対照表(直近3期)

⑬損益計算書(直近3期)

⑭利益処分計算書及び付属明細書(直近3期)

⑮提出書類チェックリスト(別紙4)

※⑦～⑭については、構成する法人等すべてを添付すること。

(3) 提出部数

原本1部、副本4部及びデータを保存したCD-R等一式

8 事業者の選定及び決定

(1) 評価方法

企画提案書及びヒアリング内容に基づき「さいたま市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電推進事業企画提案評価委員会」が評価を行う。

(2) 評価内容

①評価する内容は次のとおりとする。

表1 評価項目と配点について

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 主な判断資料 |
|----------|--|-----|--------------------|
| 事業の遂行 | ①経営が安定しており、運営能力があるか。 | 10点 | 様式4、提出書類⑨～⑭ |
| 施工方法等 | ①構造上の安全性の確認は適切か。 ②施工方法、維持管理方法、安全対策等は適切か。 ③工事施工に係る保証期間・保証内容及び必要な防水の施工方法と雨漏りその他不具合についての対処方法、損害保険等の内容は十分か。 ④市が行う防水・改修工事への協力はあるか。 ⑤工事等に際しての施設利用への配慮は十分か。 | 50点 | 様式4、様式6、評価の参考となる図面 |
| 事業計画 | ①事業スケジュールは適切か。 ②事業を効率的かつ有効に実施可能な体制を組んでいるか。 ③太陽光発電設備の設置規模は適切か。 ④太陽光パネルの配置計画は施設の実情に適合した妥当なものか。 | 20点 | 様式4、様式6 |
| 市有施設の使用料 | ①使用料の額は、事業収支の見込み等を考慮して、適正に算出されているか。(市有施設の運営・管理のコスト削減につながる取組が提案された場合についても、評価する。) | 10点 | 様式6、様式7 |
| 公共貢献等 | ①市のエネルギー政策、地球温暖化対策への寄与はあるか。 ②地域への貢献はあるか。 ③市有施設の運営にメリットがある取組の提案はあるか。 ④提案する施設数が多いか。 ⑤その他 | 10点 | 様式5、様式8 |

②評価項目の採点方法について

提案内容の評価においては、表1に示す評価項目ごとに評価を行い、表2に示す5段階評価により採点を行う。なお、表1に示す評価項目のうち、

市有施設の使用料の項目でE評価又は、その他の2項目以上でE評価となった場合は失格とする。

表2 評価項目の採点方法

| 判断基準 | 評価 | 採点方法 |
|--------------------------|----|---------|
| 当該評価項目について特に秀でて優れている | A | 配点×1.00 |
| 当該評価項目について秀でて優れている | B | 配点×0.75 |
| 当該評価項目について優れている | C | 配点×0.50 |
| 当該評価項目についてわずかに優れている点を認める | D | 配点×0.25 |
| 当該評価項目について優れている点が認められない | E | 配点×0.00 |

(3) 事業者の決定

市は、「さいたま市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電推進事業企画提案評価委員会」の評価結果に基づいて、事業者を決定する。結果については、それぞれの応募者に対し書面により通知し、最優秀企画提案についてのみ応募者と事業概要をさいたま市のホームページにおいて公表する。

なお、決定した事業者と、行政財産使用許可及び協定書の協議が整わなかった場合には、次順位の応募者と順次協議した上で、選定する場合がある。

さらに、決定した事業者が設置する施設以外の施設に、他の応募者から提案があった場合は、次順位の応募者と順次協議した上で、選定する場合がある。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②「4 応募資格」に該当しないことが確認された場合

10 留意事項

(1) 提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(2) 企画提案書類に係る著作権の取扱い

企画提案書類に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、市は企画提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。

(3) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

協定書締結までの検討・協議に必要な費用は、事業者の負担とする。

(4) 複数の企画提案の禁止

応募は1点とし、複数の企画提案書の提出は行うことができない。

(5) 系統連系等

系統連系手続き及び設備認定手続きは、事業者が行うものとする。

(6) 補償及び保険への加入

事業者は市立ち合いのもと、太陽光発電設備設置前に設置する施設の状態を確認し、太陽光発電設備設置後に発生した施設（棟）の雨漏りその他不具合については、原則として事業者が補償する。

なお、施設の雨漏りその他不具合の原因が太陽光発電設備でない場合は、事業者は、原因を判断した理由を市へ通知するものとする。

また、太陽光発電設備の設置及び管理により、施設及び第三者に対して損害を与えた場合は、事業者が損害を賠償するものとする。

さらに、災害、日照条件の変化、その他やむ負えない事情により事業が実施できなくなった場合等の損害については、事業者が負担することとする。

上記の補償、損害、賠償等に備え、事業者は保険に加入するものとする。

(7) 行政財産の使用料等の納付

使用する行政財産に係る使用料等の納付時期・方法等については、市の指示に従うものとする。

1 1 担当窓口

さいたま市 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電子メール chikyu-ondan-taisakuka@city.saitama.lg.jp

電話 048-829-1324

F A X 048-829-1991